

令和2年11月19日

芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会

委員各位

芦屋市市民生活部長 森田 昭弘

部落差別解消推進に関する条例化について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、芦屋市の人権行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、去る10月6日に開催されました第2回懇話会においてご質問をいただきました見出しの件について、下記のとおりご説明申し上げます。

記

1 これまでの経緯

第2回懇話会において、委員より「第1回の懇話会において部落差別解消推進に関する条例化についての質問に対して、市としては指針があるので条例化は検討していないということだったが、一方で今年9月に「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」が制定されたことを受け、その整合性について市としてどのように考えているのか。」という主旨の質問がありました。

その際、事務局より、市としての考え方は別の場でお示しするとお答えしたところですが、後日、岩槻会長より、策定中の第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針原案についてのパブリックコメント実施(12月上旬から実施予定)前に、懇話会を開催して市の考え方を示すべきとのご指摘をいただきました。

しかしながら、日程の都合上懇話会の開催が困難なため、会長のご了解を得てこの度文書にてご説明させていただくものです。

2 「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」

障がいを理由とする差別の解消を目的とする「障害者差別解消法」は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止については、行政機関等と事業者ともに法的義務とし、合理的配慮を行うことは行政機関等には法的義務、事業者には努力義務と規定しています。また、国民に対しては、障がいを理由とする差別の解消に寄与することを努力義務と規定しています。

「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」においても

同様の規定としておりますが、これは、芦屋市が障がいを理由とする差別の解消のための取組を進めるに当たり、市民及び事業者も義務主体となり芦屋市と協力して取り組んでいただくことの必要性をご理解いただくため、独自に条例を制定したものです。

3 部落差別解消推進法

一方、部落差別解消推進法は、国と地方自治体に対する責務を明らかにするもので、国民や事業者に対しての義務や努力義務の記載はありません。この法では、地方公共団体に対しては、相談体制の充実、教育及び啓発、国が実施する実態調査への協力を努力義務として規定し、これらの施策を実施することにより、国民の理解を深めるよう努めることとしています。

芦屋市では、これら部落差別解消推進法が市に求めている内容については、新たに条例を制定して市の義務を規定するまでもなく、これまでも人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき実施しており、現在策定中の第4次指針案においても盛り込むこととしていますので、条例制定の予定はありません。

具体的な取組としては、相談体制については、人権擁護委員による相談事業を実施し、教育と啓発については、学校教育における発達段階に応じた人権教育や市民向けの講演会の開催、部落差別解消推進法制定のチラシの配布などによる啓発を行っています。また、実態調査については、国が実施する実態調査へ協力するとともに、市独自で定期的にも実施している人権についての意識調査の中に同和問題（部落差別）の項目を盛り込み調査しています。

今後も指針に基づき、部落差別を含むあらゆる差別の解消に向けて取り組んでまいります。